

令和元年第10回農業委員会総会議事録

令和元年10月11日（金）第10回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員 17人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	谷岡 收藏
2番	清原 保	3番	大原 砂利	4番	三上 雄二
5番	谷川内 茂	6番	倉脇 敏弥	7番	眞壁 勲二
8番	神山 順一			10番	久保木 誠
11番	藤本 彰	12番	山田 條一	13番	小田 正廣
14番	奥山 亮	15番	橋本 澄男	16番	藤澤 和利
17番	仲田 清志				

推進委員 9人

1番	小西 堅	2番	山本 計博	3番	泉 登
		5番	三輪 金樹	6番	長岡 保義
7番	後藤 保夫	8番	井上 光男	9番	鈴江 寛
10番	奥津 忠和				

欠席委員 2人

9番 川上 憲次 推4番 溝尾 美恵子

議事

議案第46号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第47号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第48号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
議案第49号	現況証明にかかる現況認定について

報告事項

農地法施行規則第29条の規定による届
農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について
法務局照会について
完了届について
利用権設定中途解約について

協議事項

その他

事務局職員（書記）

事務局長	小川 泰典
次長	竹村 陽子
主幹	藤井 和昭

(開会時刻 午前9時30分)

藤井主幹	<p>それでは、新見市農業委員会第10回総会を開催致します。本日の出席は26名、欠席は9番川上委員、推進4番溝尾委員です。</p> <p>それでは逸見会長から挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。ぼつぼつ農繁期も終わりに近づきつつあるのでしょうか。今年の作柄はどうでしょうか。明日からまた、台風の影響があるようですが、当初よりは東にずれたので、そう影響はないかもしれません。先般の農業委員・最適化推進委員研修会、ご苦労様でした。長崎県松浦市農業委員会事務局長の講演を聴きましたが、現在実施している農地利用状況調査も必要ですが、個々の農家の営農実態や10年先を見据えた意向調査が農地利用の最適化の基礎となるのではないかと聴いて思いました。松浦市では新規の利用権設定では、●●年以上の場合、反当たり●●●●円を借り手に助成しているそうです。再設定の場合はその半額です。市の単独事業で行っているそうです。当市においても、5反から8反くらいまとまれば、ほ場整備の7～8割は市が負担してくれるような事業ができれば多少は遊休農地や耕作放棄地が減少するのではないかと思います。夢のような話です。できればそうして頂きたいですが。まずは利用状況調査をしっかり頑張りましょう。本日もよろしくお願い致します。</p>
藤井主幹	<p>ありがとうございました。続いて「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は11番藤本委員に先導をお願い致します。</p>
藤本委員	<p>「農業委員会憲章」の先導</p>
藤井主幹	<p>ありがとうございました。それでは、ここからの進行は会長よろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>恒例により議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をお願い致します。発言者は私が番号で指名しますので、番号を言って発言をお願いします。議長が指名するまで勝手に発言しないようよろしくお願い致します。</p> <p>それでは日程1「議事録署名委員の決定」を行います。</p> <p>本日議事録署名委員は7番眞壁委員、8番神山委員をお願い致します。</p> <p>続いて、日程2「議事」に入ります。</p> <p>議案第46号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>

小川局長	<p>今月は農地法第3条の申請が1件ありました。現地調査を9月27日に行いました。場所は大佐小阪部、現況地目は畑3筆、移動理由は売買、契約の種類は所有権移転です。作物は茅、作業従事者は3名となっております。価格は記載のとおりです。3条2項各号の該当状況ですが、1号の「全部効率利用」ですが、機械、従事者等も揃っており農地のすべてを効率的に利用できるものと思われます。2号ですが譲受人は個人であり該当致しません。3号も信託ではないので該当致しません。4号「農作業常時従事」ですが譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる為、該当致しません。5号の下限面積ですが当該地区の20aを超えているので該当致しません。6号の貸借にも値しません。7号の地域調和ですが、譲受人が現在耕作している農地の近隣の申請地をこのたび譲受人の希望で売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。譲受人は平成29年10月に申請地の近隣の農地を取得し、ピオーネ栽培をしております。現在、譲受人が経営している会社の都合で住民票を奈良県に移しておりますが、奈良県と新見市を頻りに往復し耕作している状況です。この度、ピオーネ栽培に茅が必要なことから、申請地を譲り受けるものであり、又、労働力は本人と息子2人で家族の強い協力と耕作意欲を持って農業経営に従事するものです。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後の農地を全て利用すること、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また、近隣耕作者への売買であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
久保木委員	<p>10月7日に山田委員、後藤委員と私と申請人とで現地調査いたしました。場所は県道●●●●線、●●側から約4Km●●に行くと●●●●があり、その上に大きな石を積んだ石垣の住宅の裏です。申請人さんは地区の空き家で葡萄畑を購入され、シーズンになるとこちらに住まれ栽培をされています。申請地は一面に茅が生えており、これを葡萄に使用するという事です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第46号に賛成の方は挙手をお願い致</p>

	<p>します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。続いて議案47号農地法第4条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>今回、第4条の申請は1件です。場所は神郷油野、確認を9月27日に行っています。現況地目は田、転用目的は露天駐車場、転用理由は帰省した際や親戚が集まった時などに駐車する場所が不足しているため自家用駐車場として利用したいというものです。工事期間は令和元年11月1日から令和元年12月31日です。この申請地は甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない第2種農地と考えます。現在、譲受人の実家にある駐車場が狭く、帰省時や親戚が集まった時など駐車する場所が不足しているため、実家の前の申請地を露天駐車場として利用するもので、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載の通りで全て自己資金です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
大原委員	<p>11月5日、橋本委員、井上委員、11月7日に仲田委員に現地確認してもらいました。場所は●●●●●●の東側200mぐらいの所です。先ほどの事務局の説明のとおり問題はありません。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
藤澤委員	<p>先ほどの確認日は、10月ではないですか。</p>
大原委員	<p>10月です。すみませんでした。</p>
会 長	<p>他にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第47号に賛成の方は挙手をお願い致します。</p>

	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。なお、この件については面積が30a以下のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問は不要としてよろしいでしょうか。
	(全員承諾)
会 長	続きまして議案第48号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	今回、新規の貸付が6件出ております。借受人は農業従事者、農機具なども揃っており農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。1番、足見、畑1筆5年の賃貸借、2番、坂本、田1筆5年の賃貸借、3番同じく坂本、田2筆、3年の使用貸借、4番、千屋花見、田1筆、6年の使用貸借、5番、大佐大井野、田5筆、10年の使用貸借、6番、神郷高瀬、田7筆、10年の賃貸借です。なお、4番から6番までが農地中間管理事業によるものです。新規については以上です。
会 長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。1番から順次お願いします。
長岡委員	1番の現地確認を10月8日に藤本委員と行いました。場所は、●●の●●●●●から北西へ直線で100mくらいの場所で、借受人が15年くらい前から借りて使用しており、この度新たに契約をし直したというものです。
泉 委員	2番の現地確認を10月5日に山本委員と行いました。本人確認も当日行いました。場所は●●●●●●の●●方面へ行くと、●●●●●●というところがありますが、そこから先に行くと●●●がありその近くの面積の小さい田です。
山本委員	3番の現地確認を10月5日に行いました。場所は●●地区の●●●●●を1Km行った国道の上側で、借受人と順番がつながっています。4番は10月7日に行いました。場所は●●●●●から1Km下流の●●●●●●●●の反対側の田です。
後藤委員	5番の現地確認を10月6日に行いました。場所は●●●●●●●●●が

	<p>あった辺りの手前の集落の地域内にある農地です。</p>
井上委員	<p>6番は10月4日に橋本委員、大原委員と現地確認を行いました。場所は●●●●線●●地区の●●より500m程行ったところに●●へ行き道がありその麓に3筆、その先200m行くと4筆の田があり、いずれも牧草地を刈って秋に種を蒔く状態でした。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第48号新規の案件に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め新規は決定と致します。続いて再設定について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>再設定の貸付が7番、8番の2件出ております。いずれも今まで耕作されてきたものの継続であり問題ないと思われます。</p>
会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりましたが、関係地区委員より補足説明はありますか。</p> <p>(ありません)</p>
会 長	<p>補足説明がありませんので、再設定についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(ありません)</p>
会 長	<p>ご意見ご質問等ございませんので、議案第48号再設定の案件に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め再設定は決定と致します。続きまして議案第49号現況</p>

	証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。
小川局長	今回2件申請がありました。1番の確認を9月24日に行いました。場所は上熊谷、現況地目は雑種地、理由は20年以上前から耕作しておらず、雑種地となっているというものです。2番の場所は大佐田治部、確認は同じく9月24日に行いました。現況地目は原野、理由は20年以上前から耕作しておらず、雑木が生え原野となっているというものです。
会 長	この件について関係地区委員の説明をお願いします。
谷岡代理	1番は10月1日に小西委員、事務局と私で現地確認を行いました。場所は●●●●●をこちらより行くと●●という集落があり、四つ角にある●●さんの●●●●●を左に行き上に上がった所です。現況を見ると、木が生えたり草がボウボウでかなり前から作っていないのが見受けられました。
山田委員	2番は10月7日に申請人と後藤委員と私とで現地確認を行いました。場所は、●●●●●、●●●●●の西、裏側300m上がった所です。現況は笹やカズラが一面に生えていました。又、近隣の山の木も大きくなり日当たりも悪く原野になっていました。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。 (ありません)
会 長	ご意見ご質問等ございませんが、ここで賛否を問うのですが、当事者がおられますので、●●委員には退席して頂きます。議案第49号1番、2番の認定に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め認定と致します。 早いですがここで10分間休憩を取ります。 (休憩：10：00～10：10)
会 長	時間がまいりましたので再開します。続いて報告事項、農地法施行規則第29条の届について事務局の説明をお願いします。

小川局長	<p>今回は1件あります。場所は土橋、確認を9月9日に行っています。現況地目は畑、目的は農機具倉庫で、面積は26.9㎡、工期は許可日から3ヶ月間です。理由は農機具倉庫を設置し作業の効率化を図るということです。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の確認報告をお願いします。</p>
藤本委員	<p>現地確認を以前、神山委員、清原委員としましたが、最終的には10月4日に長岡委員と私で行いました。場所は●●●●●の手前を右に入り、●●●●●の葡萄園の一角に農機具倉庫を作るということで、行った際にはちょうど丁張りをしていました。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>次に農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>今回は2件出ています。1番、場所は神郷釜村、確認を9月27日に行っています。現況地目は田、転用目的は携帯電話無線基地局の新設で、転用理由は当該地域の携帯電話サービスの向上を図るためです。契約の種類は賃貸借権の設定で、工事期間は令和元年11月1日から令和元年12月30日です。続いて2番も確認を9月2日に行っています。場所は哲多町老栄、現況地目は田、転用目的、理由、契約の種類は1番と同様です。工事期間は令和元年11月1日から令和元年12月30日です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より説明をお願いします。</p>
橋本委員	<p>1番の確認を10月5日に私とこの土地の持ち主で行いました。場所は●●●●●線の●●●●●地区、●●●●●●●●より山際に300m入った土地で、田の桁の上に杭が打ってありました。</p>
奥山委員	<p>2番の確認を10月8日に川上委員、鈴江委員と私とで行いました。場所は●●●●●から東へ500m行った所です。まだ杭は見えませんでした。</p>
会 長	<p>続いて法務局照会について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>今回は1件出ています。場所は神郷高瀬、確認を9月27日に行っています。現況地目は雑種地、理由は昭和の頃から農地として利用しておらず、現在は雑種地となっているというものです。</p>

会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
橋本委員	確認を9月29日に大原委員、井上委員と私、土地の持ち主、持ち主のお母さんで行いました。現況は雑種地でした。よろしくお願いします。
会 長	続いて完了届について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	今回、完了届は8件出ています。 1番が、法曾地内、農地法施行規則第53条の携帯電話無線基地局への転用。2, 3番は土橋地内、農地法第5条で薪置き場への転用、4番は豊永佐伏地内、農地法施行規則第53条で携帯電話無線基地局への転用。5番は上熊谷、農地法施行規則第53条で携帯電話無線基地局への転用。6番は、大佐田治部地内農地法第4条で建設重機修理工場への転用。7番、哲多町荻尾地内、農地法第5条で宅地への転用。8番は、哲西町矢田地内、農地法施行規則第53条で携帯電話無線基地局への転用です。
会 長	この件について関係地区委員より確認日報告と補足説明があればお願いします。1番より順次お願いします。
藤澤委員	1番は10月10日に確認しました。申請通り完成していました。
藤本委員	2番と3番を10月6日に確認しました。建物は完成していました。
清原委員	4番は10月8日に確認しました。
谷岡代理	5番は10月6日に確認しました。申請通り完成していました。
山田委員	6番は10月7日に確認しました。立派な修理工場ができていました。
奥山委員	7番は10月8日に確認しました。完成していました。
三上委員	8番は10月8日に確認しました。
会 長	続いて利用権設定中途解約合意書について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	利用権設定の中途解約が10件出ています。借受人が1番から9番まで同じなので一緒に説明します。●●●●が借り受けて耕作していた合計全

	<p>送付することとします。</p> <p>その他事務局から何かありましたらお願いします。</p>
小川局長	<p>災害復旧の工事に伴う農地の仮設道の一時的な設置についてですが、建設課、農林課へ照会し情報を収集しております。工事箇所が多数あり、それに紛れて不正に工事をするのではないと思いますが、不審な点とかあそこはどうかということがありましたら、土地所有者へ問い合わせをする前に事務局に連絡をお願いします。</p>
竹村次長	<p>事務連絡を3点させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視察研修について ・農業者年金の加入推進について ・農業新聞の勧誘について
藤井主幹	<p>次回の日程は11月12日(火)の午前9時30分から予定していましたが、議会の都合で11月8日(金)に変更していただければと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(都合がつかない声多数)</p>
藤井主幹	<p>ご都合の悪い方が多いので11月11日(月)でお願いできればと思います。場所は後日連絡します。12月12日(木)は9時30分からで場所は南庁舎1階C会議室で開催します。</p>
会 長	<p>他に皆さんからご意見、ご質問はございませんか。ないようでしたら、谷岡代理が閉会の挨拶を行います。</p>
谷岡代理	<p>(閉会挨拶)</p>

(閉会時刻 午前10時50分)